

令和3年3月25日
関東信越厚生局

元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

令和3年3月24日、関東信越地方社会保険医療協議会に「元保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について意見伺い及び諮問した結果、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等とすることを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

1. 元保険医療機関の指定の取消相当

- (1) 名 称 医療法人社団弘風会 稲井歯科医院
- (2) 所 在 地 神奈川県座間市立野台3-24-1
- (3) 開 設 者 医療法人社団 弘風会 理事長 稲井 耕
- (4) 指定の取消相当地日 令和3年3月26日

※ 当該保険医療機関は、平成28年9月17日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消の行政処分と同等の取扱いとするものです。

2. 保険医の登録の取消

- (1) 氏 名 稲井 耕（61歳）
- (2) 登録の取消年月日 令和3年3月26日
- (3) 根拠となる法律 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第3号

【行政処分等に至った経緯】

当該歯科医院に対し、個別指導を実施したところ、診療録及び診療報酬明細書の記載内容と歯科技工物の納品書・請求書に多数相違していることが認められたため、当該歯科医師に説明を求めたところ、診療録及び診療報酬明細書の記載内容と診療の実態が異なることを一部認めたことから、個別指導を中断した。

その後、患者調査を行ったところ、診療報酬請求と実際の診療内容に相違が確認されたことから、平成29年10月から平成30年11月まで計11日間の監査を実施し、結果として「行政処分等の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分等の主な理由】

当該元保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 実際には保険適用外である診療にもかかわらず、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	135件
不正請求額	1,166,214円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。